

防災・危機管理センター（仮称）屋上ヘリポート設置可能性調査結果概要

○調査の目的

防災・危機管理センター（仮称）（以下、「センター」）基本計画の検討に際して、航空関連法規上、センター屋上ヘリポート（飛行場外離着陸場）の設置可能性について調査したもの

○調査の条件

・設置条件 飛行場外離着陸場として設置可能かを調査

※飛行場外離着陸場

臨時のヘリコプター離着陸場で、運航者毎に国土交通大臣の許可が必要となるもの。

消防防災ヘリポートとしての利用などやむを得ない理由が有り、離着陸する上で必要な空域と周囲の安全が確保されると認められる場合に、運航者の事前の申請に基づいて国土交通大臣が許可するもので、申請を行った運航者だけが利用可能。

・設置位置 防災・危機管理センター（仮称）屋上部分

※着陸帯は、9階建ての屋上と想定（地上高44m+海拔8m=TP（海面からの高さ）52m）

※着陸帯面積は、441m²（21m×21m） ※付帯設備面積含まず。

・使用機体 導入予定の県防災ヘリコプターAW139型ヘリコプターをイメージして検討（中型機使用の想定で検討）

○調査結果

飛行場外離着陸場設置可否：**可能**

別図1 進入離脱方向（A-B方向）平面図（半径500m範囲）

北北西（県庁前公園方向）及び南南西（城址公園方向）の135度の角度で進入離脱方向を設定

別図2 転移表面（C-D及びE-F方向）平面図

10mまで1/2角度、以降は1/1角度を設定可能

別図3 進入離脱方向（A-B方向）断面図

進入離脱方向上の1/8角度を設定可能

※予定高度44m（TP52m）の場合：黒線で標記

※なお、飛行場外離着陸場設定可能な最低高度は21m（TP29m）：赤線で標記

※ただし、不時着場（別図1の黄色部分：県庁前公園・城址公園等）について航空局等と調整し、了解が必要。なお、不時着場が認められない場合は、ヘリの種類が限定される。（AW139型は可。）